

喜多方市下水道事業経営戦略

(令和 5 年度～令和 14 年度)

(令和 4 年度改定)

令和 5 年（2023 年）1 月

喜多方市下水道課

目 次

1	経営戦略の策定にあたって	1
1.1	経営戦略策定の趣旨	1
1.2	計画期間	1
2	下水道事業の概要	1
2.1	事業の現況	1
2.2	これまでの主な健全化の取組	9
2.3	経営指標を活用した現状分析	11
3	将来の事業環境	19
3.1	行政域内人口の予測	19
3.2	有収水量の予測	20
3.3	企業債残高の推移	21
3.4	施設の見通し	22
3.5	組織の見通し	23
3.6	将来の事業環境への課題	23
4	経営の基本方針	24
5	経営効率化・健全化の取組	25
5.1	将来を見据えた効率的・効果的な投資	25
5.2	経営基盤の強化	26
6	投資・財政計画（収支計画）	28
6.1	投資計画の策定に当たっての説明	28
6.2	財政計画の策定に当たっての説明	30
6.3	投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	35
7	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	36
	（別添 1）投資・財政計画	37

1 経営戦略の策定にあたって

1.1 経営戦略策定の趣旨

本経営戦略は、平成 26 年 8 月の総務省通知『公営企業の経営に当たっての留意事項について』及び平成 28 年 1 月の総務省通知『「経営戦略」の策定推進について』において要請のあった中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定に適正に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図り、喜多方市総合計画に基づく公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水事業に係る諸施策を経営面から位置づけするため平成 29 年 3 月に「喜多方市下水道事業経営戦略」及び「喜多方市農業集落排水事業経営戦略」を策定しました。この間、本市では地方公営企業法の一部を適用した公営企業会計への移行や汚水処理構想の見直しを行うなど下水道事業を取り巻く環境は大きく変化をしております。

このような状況を踏まえ、総務省からは「経営戦略の改定推進について」（令和 4 年 1 月 25 日付総財公第 6 号）により、経営戦略の見直しを令和 7 年度までに行うよう要請されており、また、国土交通省からは「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和 2 年 3 月 31 日付国水下水事第 56 号）により令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証及び経費回収率の向上に向けたロードマップの経営戦略への記載等を交付要件としています。

このため、地方公営企業法適用前に策定した二本立ての経営戦略を一本化し、策定後の社会情勢等を反映させた今後 10 年間の経営戦略に改定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていきます。

1.2 計画期間

令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

2 下水道事業の概要

2.1 事業の現況

2.1.1 喜多方市下水道事業の施設及び事業の状況

本市の汚水処理施設整備事業には、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「小規模集合排水処理事業」の 4 つの事業があり、それらをまとめて「喜多方市下水道事業」と定義します。

ア 公共下水道事業

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。本市では喜多方地区、塩川地区が該当します。

供用開始年月日（供用開始後経過年数）	喜多方処理区 H 5.10. 1 （29 年） 塩川処理区 H14. 6. 1 （20 年）
法適・非適区分	法適（一部適用）令和 2 年 4 月 1 日
処理区域内人口密度	25.9 人/ha（13,490 人/520ha）
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	2 処理区（喜多方処理区、塩川処理区）
処理場数	2 処理場（喜多方浄化センター、塩川浄化センター）
広域化・共同化・最適化実施状況	無

イ 特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち、主として市街化区域以外で設置される下水道です。喜多方市では熱塩加納地区、山都地区が該当します。

供用開始年月日（供用開始後経過年数）	熱塩加納処理区 H15. 3.31 （20 年） 山都処理区 H17. 3.31 （18 年）
法適・非適区分	法適（一部適用）令和 2 年 4 月 1 日
処理区域内人口密度	16.3 人/ha（2,791 人/171ha）
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	2 処理区（熱塩加納処理区、山都処理区）
処理場数	2 処理場（熱塩浄化センター、山都浄化センター）
広域化・共同化・最適化実施状況	・広域化の実施 ○熱塩加納地区五目山地区簡易排水事業の統合 平成 19 年度より特定環境保全公共下水道事業へ統合を行った。（全体計画人口：90 人）

ウ 農業集落排水事業

農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能を維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を図る事業です。

供用開始年月日（供用開始後経過年数）	・喜多方地区 - 天井沢・中村 H13.11.1 (21 年) - 真木・津尻 H21.2. 1 (14 年) ・熱塩加納地区 - 宮川 H14.7.29 (20 年) ・塩川地区 - 大田木 H15.5 .1 (19 年) ・山都地区 - 堰沢 S60.7.1 (37 年) - 舟岡 H 6.2.1 (29 年) - 小布瀬原 H 7.4.1 (27 年) - 宮古 H17.8.1 (17 年) - 早稲谷 H22.4.1 (12 年) ・高郷地区 - 上郷 H 6.4.13 (28 年) - 新郷 H10.9.3 (24 年) - 大田賀 H12.5.1 (22 年) - 塩坪 H16.4.22 (18 年)
法適・非適区分	法適（一部適用）令和 2 年 4 月 1 日
処理区域内人口密度	8.1 人/ha（2,358 人/290ha）
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	13 処理区（天井沢・中村、真木・津尻、宮川、大田木、堰沢、舟岡、小布瀬原、宮古、早稲谷、新郷、上郷、大田賀、塩坪）
処理場数	13 処理場（天井沢・中村、真木・津尻、宮川、大田木、堰沢、舟岡、小布瀬原、宮古、早稲谷、新郷、上郷、大田賀、塩坪）
広域化・共同化・最適化実施状況*1	・共同化の実施 ○真木・津尻地区農業集落排水事業 （供用開始 H21.2.1、計画区域面積：16ha、処理計画戸数・人口：65 戸・250 人、計画処理水量：83 m³/日、水処理方式：J A R U S F M 型、汚泥処理方式：濃縮→場外搬出、放流先：農業排水路） 連携協約（地方自治法第 252 条の 2）：会津坂下町

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

工 小規模集合排水事業

指定された農業振興地域において、小規模な集合処理施設を整備することが 効率的な場合に、原則として10戸以上20戸未満の規模で実施される事業です。喜多方市では大沢入地区が該当します。

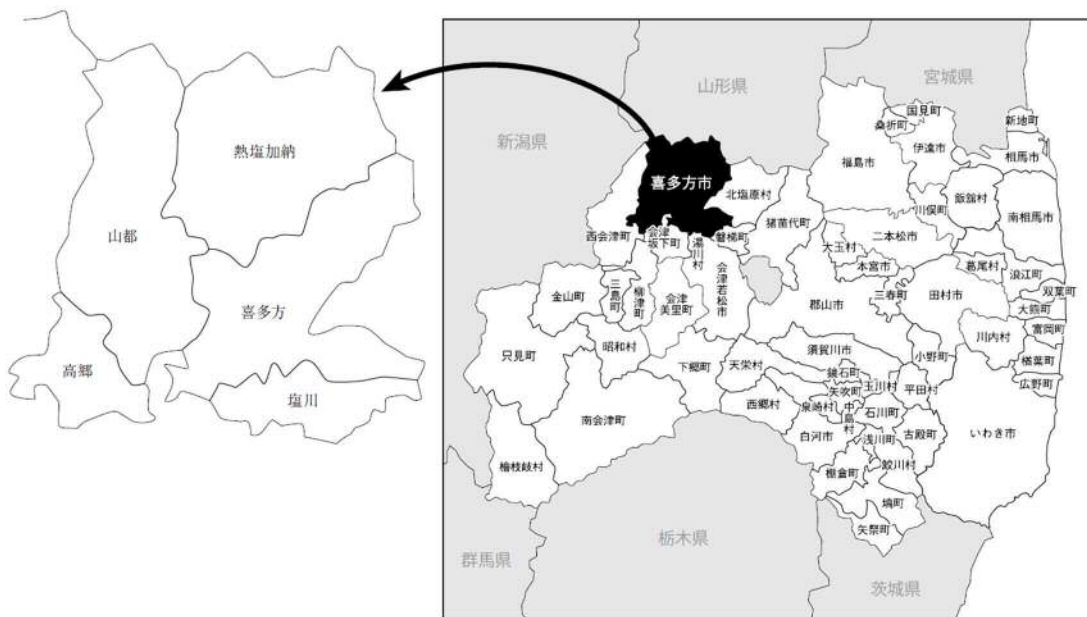
供用開始年月日（供用開始後経過年数）	喜多方地区 大沢入 H15. 4. 1（19年）
法適・非適区分	法適（一部適用）令和2年4月1日
処理区域内人口密度	23.0 人/ha（ 23 人/ 1ha）
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1 処理区（大沢入）
処理場数	1 処理場（大沢入）
広域化・共同化・最適化実施状況	無

【令和3年度末 下水道等普及状況】

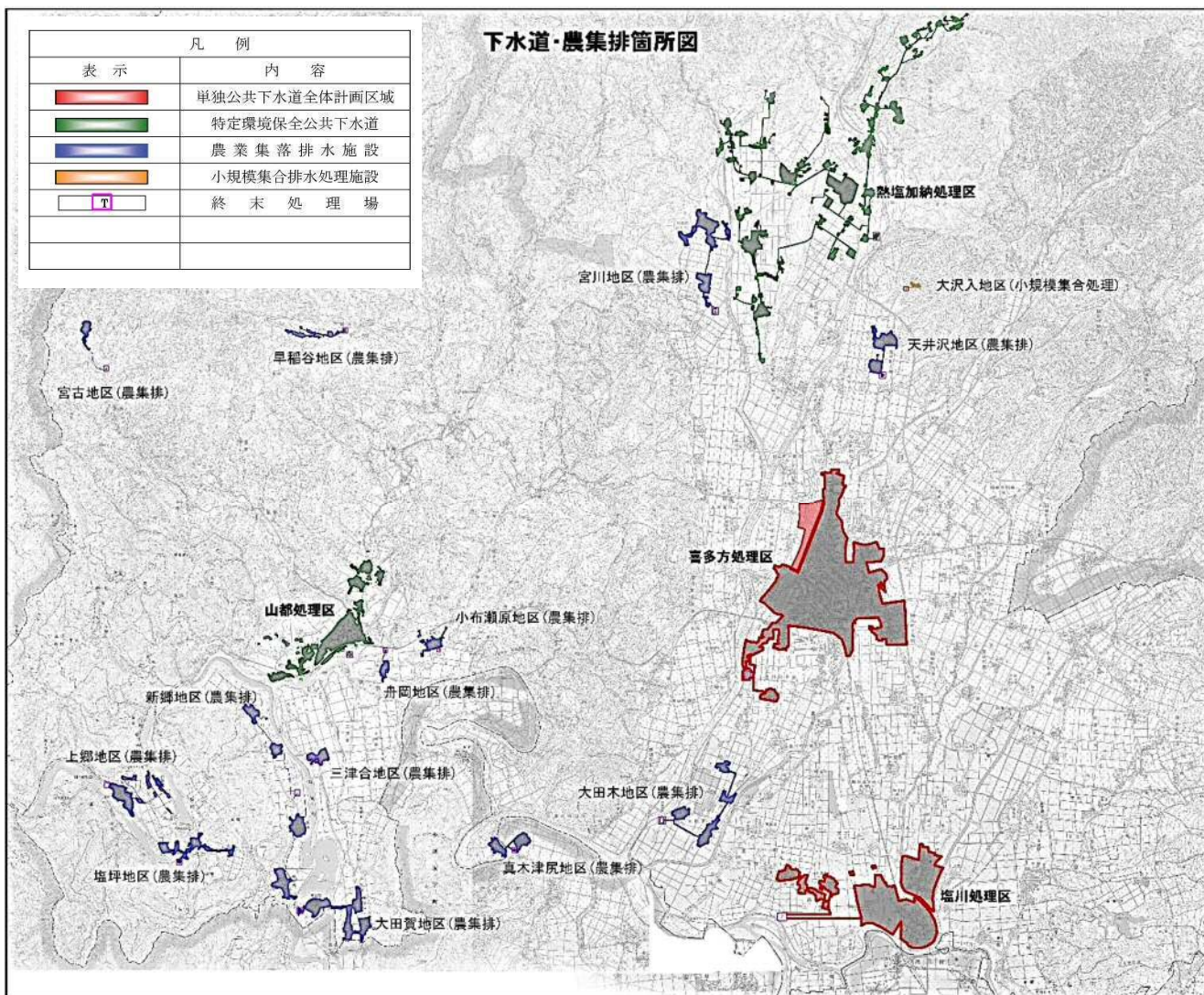
行政人口（A）		45,587 人
処理区域内人口（B）	公共下水道事業	13,490 人
	特定環境保全公共下水道事業	2,791 人
	農業集落排水事業	2,358 人
	小規模集合排水事業	23 人
	計	18,662 人
下水道等普及率（B/A）＝（C）		40.9%

普及率は、市の人口（行政人口）に対する下水道を使用できる区域の人口の割合ですが、令和3年度末の下水道等普及率は40.9%であり、全市民が下水道等を使用できる状況とはなっていません。

【喜多方市処理区域】



凡 例	
表 示	內 容
	单独公共下水道全体計画区域
	特定環境保全公共下水道
	農業集落排水施設
	小規模集合排水処理施設
	終 末 処 理 場



2.1.2 下水道使用料の状況

ア 下水道使用料について

下水道使用料については、平成18年の市町村合併により旧市町村から引き継いだ使用料体系を平成21年10月に統一し、市民負担の公平を図りました。

平成21年の改定以降、消費税法改正による使用料改定以外の使用料改定は行っており、使用料体系は、基本使用料と従量使用料の二部料金制を採用しており、使用水量（汚水量）に応じた使用料を下記のとおり設定しています。

●水道水を使用する場合

水道水の使用水量を汚水量としています。

下水道使用料（消費税等10%込み）

基本使用料	従量使用料（1 m ³ あたり）	
942円 (6m ³ 含む)	7～10m ³	167円
	11～20m ³	178円
	21～30m ³	188円
	31～50m ³	209円
	51～100m ³	231円
	101～300m ³	251円
	301m ³ ～	272円

●水道水以外を使用する場合

使用人数に1人あたり月6 m³を乗じた量を汚水量と認定して算定しています。

●水道水と水道水以外を併用している場合

使用人数に1人あたり月6 m³を乗じた量を汚水量と水道水の使用水量を比較して多い方を汚水量と認定しています。

●その他

公衆浴場汚水は6 m³まで基本使用料942円、1 m³増えるごとに60円（税込み）を乗じた金額を使用料としています。

イ 過去3年間の下水道使用料

上水道使用水量20m³あたりの条例上の使用料、実質的な使用料の過去3年度分の推移は以下のとおりです。

条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度 3,081 円 (税抜) 令和2年度 3,081 円 (税抜) 令和3年度 3,081 円 (税抜)
実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度 3,360 円 (税抜) 令和2年度 3,400 円 (税抜) 令和3年度 3,409 円 (税抜)

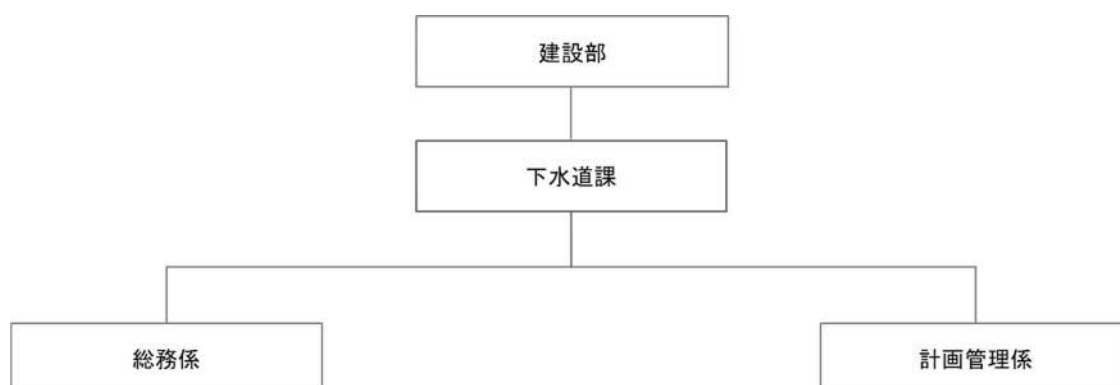
*2 条例上の使用料とは、一般家庭等での20 m³あたりの使用料をいいます。

*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたものをいいます。20 m³を超えて使用している使用者が多くいれば累進制（水量が多くなれば単価が高くなる。）を採用しているため条例上の使用料よりも実質的な使用料は高くなっていきます。

2.1.3 組織の状況

職員数	11 名（課長 1 名、課長補佐兼計画管理係長 1 名、総務係 4 名、計画管理係 5 名） （合併後平成 19 年度の各総合支所建設課下水道係を含めた職員数 19 名から 8 名削減）
事業運営組織	建設部下水道課において、下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）及び農業集落排水事業（農業集落排水事業、小規模集合排水事業）並びに一般会計（浄化槽関連）を運営 水道料金と下水道使用料の賦課・徴収について、水道事業（建設部水道課）と連携

【組織図】



係名	職員数	業務役割
総務係	4 名（うち 1 名一般会計支弁職員）	下水道受益者負担金・分担金、下水道事業等の使用料及び事務等に関すること。 （一般会計事務：浄化槽の設置及び浄化槽清掃業の許可・指導監督に関すること。）
計画管理係	6 名（うち 1 名は課長補佐兼務）	排水設備設置工事及び指定工事店に関すること。 農業集落排水処理施設の維持管理に関すること。 下水道施設の維持管理及び都市下水路に関すること。 下水道事業の計画及び施設整備に関すること。

2.2 これまでの主な健全化の取組

2.2.1 喜多方市污水处理構想の見直しについて

污水处理構想とは市全域を対象として、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水事業、合併処理浄化槽による污水处理施設の整備区域を設定しているものです。

施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や人口減少に伴う下水道使用料の今後の減収を踏まえると、事業の中長期的な推進は現在よりも更に厳しくなっていくことが見込まれています。

このため、早期に快適で潤いのある生活環境の実現と公共用水域の水質向上を図るため、令和3年度に喜多方市污水处理構想の整備区域を縮小し、一部を下水道事業で整備する区域から合併処理浄化槽での整備区域に変更いたしました。公共下水道事業は整備予定区域を既事業計画区域と用途地域内に縮小し、特定環境保全公共下水道事業は、整備区域6箇所から整備済みの熱塩加納、山都処理区2箇所のみとしました。農業集落排水事業は、整備区域23箇所から整備済みの13箇所のみとしました。

2.2.2 喜多方市公共下水道事業全体計画見直しについて

国においては令和8年度までに概成となるよう下水道全体計画区域内の整備率を95%以上とする目標を掲げており目標達成に向け令和3年度に全体計画の見直しを行いました。これにより全体計画面積を1465haから810haに縮小し、概算事業費約167億1千万円の支出が抑えられました。

(単位：ha)

区 分	見直し前	見直し後	増減
喜多方処理区	940	447	△493
塩川処理区	347	185	△162
熱塩加納処理区	129	129	0
山都処理区	49	49	0
全体計画面積 計	1,465	810	△655

2.2.3 民間活力の活用等

事業		公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事 業	農業集落排水 事業	小規模集合排 水事業
民間活 用の状 況	ア 民間委託	喜多方浄化センター外 3 施設運 転管理業務委託（平成 21 年 4 月 1 日～（包括的民間委託）） ①運転業務：施設の運転操作及 び監視 ②施設管理：電気設備・機械設 備・建築設備の保守点検、消耗 品の交換、清掃、緑地管理、警 備 ③環境計測、業務報告：運転デ ータの記録・保管、電気水道ユ ーティリティーの手配・管理		各処理施設の運転管理業務及 び汚泥収集運搬業務の民間委 託	
	イ 指定管理者 制度	実施していません。			
	ウ PPP・PFI	実施していません。			
資産活 用の状 況	ア エネルギー 利用（下水熱・ 下水汚泥・発電 等）*4	実施していません。			
	イ 土地・施設 等利用（未利用 土地・施設の活 用等）*5	実施していません。			

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

2.3 経営指標等を活用した現状分析

【経営の効率性】

① 経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

100%以上であれば単年度の収支が黒字であることを表すため、高ければ高いほどよい指標です。

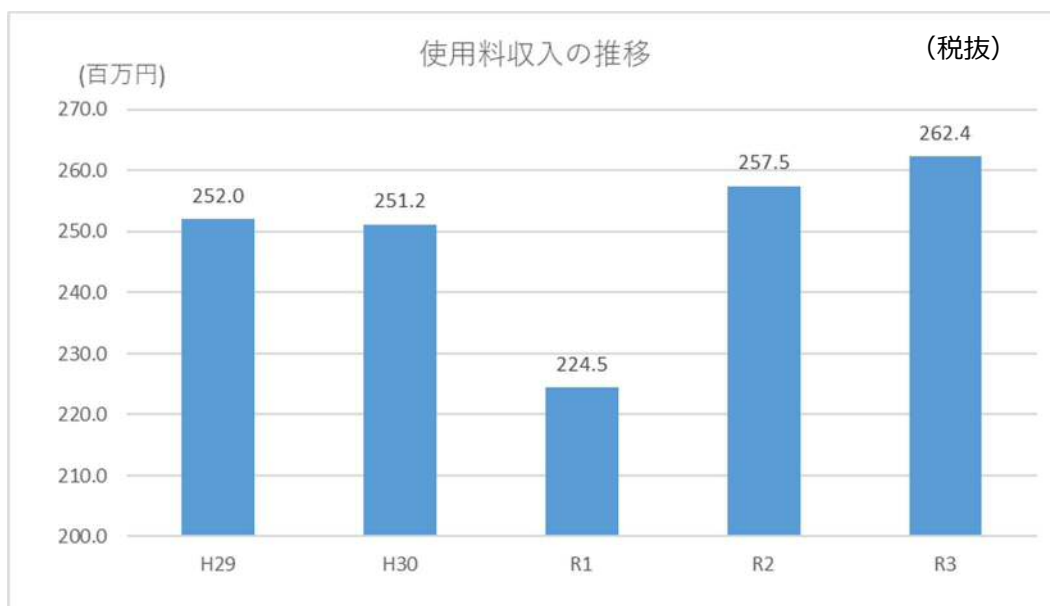
令和 2 年度より地方公営企業法の一部を適用したため会計制度が変更となり算定方法が変わったため 100%を上回っていますが、一般会計からの負担金に依存しており、経費回収率と併せて経営改善を図っていく必要があります。



$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

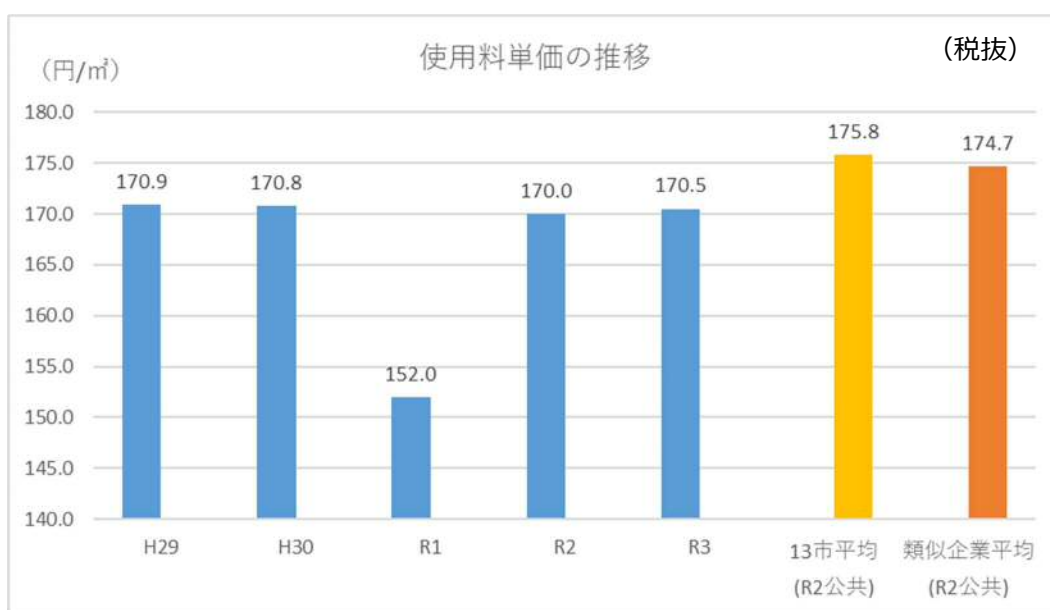
② 下水道使用料収入の推移

令和 3 年度における下水道使用料収入は約 2.6 億円で微増にて推移しています。令和 2 年度に地方公営企業法の一部適用による会計制度の変更を行ったことにより、令和元年度は打ち切り決算となったため大きく減少しています。



③ 使用料単価の推移

使用料単価とは汚水量 1 m³あたりの下水道使用料の単価で、過去 5 年間に於いて、約 170 円/m³程度(税抜)で推移しています。令和 2 年度より地方公営企業法の一部適用による会計制度の変更を行ったことにより、令和元年度は打ち切り決算となったため大きく減少しています。令和 2 年度決算状況調査による県内 13 市の平均 (加重平均) や類似企業平均 (公共) と比較すると低い水準となっています。



$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

④ 繰入金の状況

下水道事業は地方公営企業のため独立採算が原則ですが、下水道使用料を充てることが適当でない経費等については総務省で定めた繰出基準により一般会計からの繰入金が認められています。（基準内繰入金）

令和３年度の基準内繰入金は約４.７億円で、平成２９年度と比較して約３.３億円減少しています。

一方、令和３年度における基準外繰入金は約４.２億円であり、平成２９年度と比較して約３.４億円増加しています。これは、令和２年度より地方公営企業法の一部適用により基準内繰入金の算定方法が変更となったためです。基準内繰入金と基準外繰入金を合わせた総計は約９億円程度で推移しています。

近年では、約４億円の基準外繰入金があり、維持管理費や建設改良費、企業債償還金などにおいて基準外繰入金に依存している状況です。

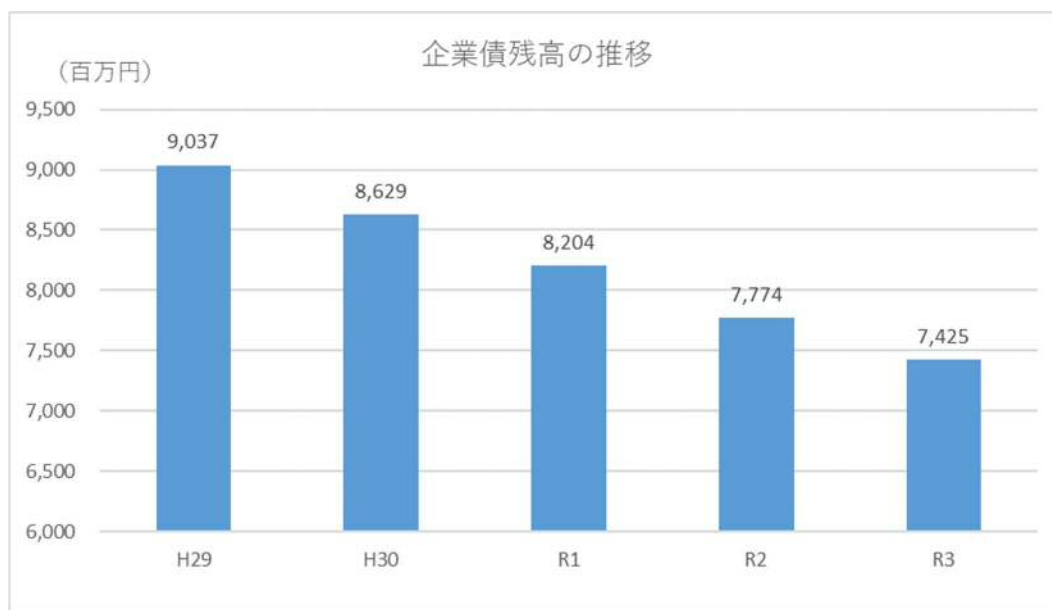


【経営の健全性】

① 企業債残高の状況

企業債残高は平成 17 年度にピークを迎え減少傾向にあります。令和 3 年度における企業債残高は約 74 億円です。

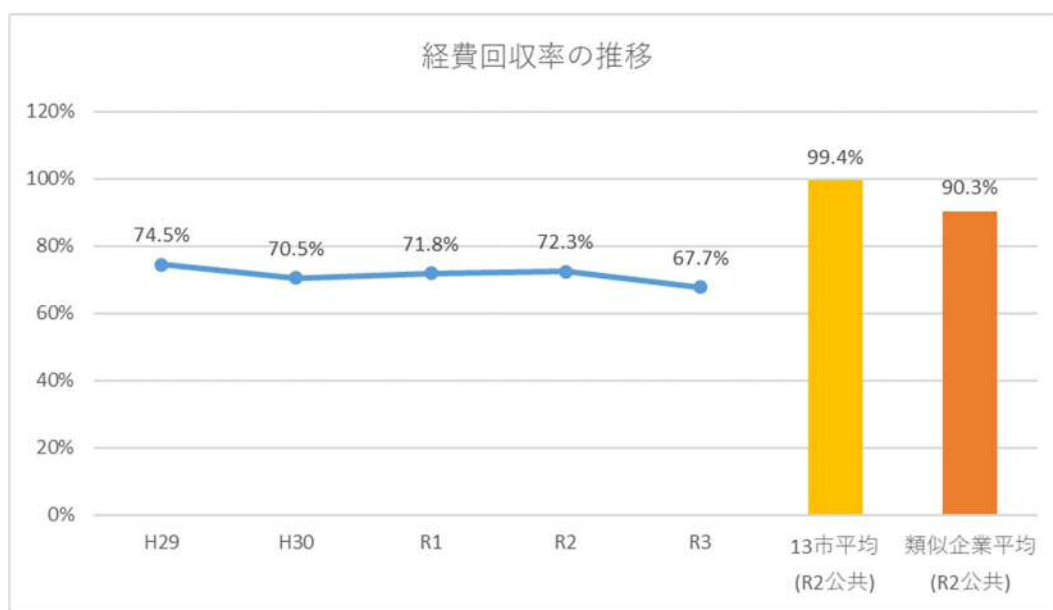
未普及対策事業や改築更新事業で今後も企業債の発行は必要となりますが、新規借入額を償還額以内に抑えていくこととしているため、企業債残高も減少していくと見込んでいます。



② 経費回収率

下水道使用料で回収すべき経費（污水处理費）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。当指標は、100%以上であることが求められます。100%を下回っている場合、污水处理費が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。現状では、概ね 70%程度で推移しており、使用料収入のみで運営を行うことができず、一般会計からの基準外繰入金に依存している状況です。污水处理費の削減や適正な使用料収入の確保を検討する必要があります。なお、令和 3 年度は大規模な修繕等があったため減少しています。

令和 2 年度決算状況調査による県内 13 市の平均（加重平均）や類似企業平均（公共）と比較すると低い水準となっています。



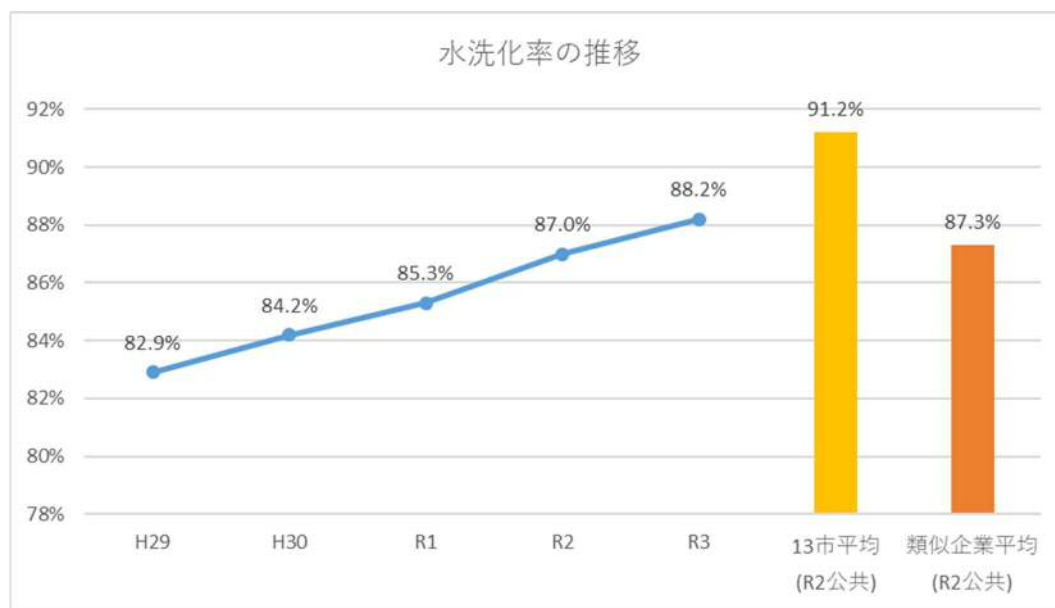
$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{使用料収入}}{\text{污水处理費}} \times 100$$

【施設の効率性】

① 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗トイレを設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当指標は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となることが望めます。令和 2 年度決算状況調査による県内 13 市の平均（加重平均）や類似企業平均（公共）と比較すると低い水準となっています。

本市では、整備拡大、加入促進により増加傾向となっています。

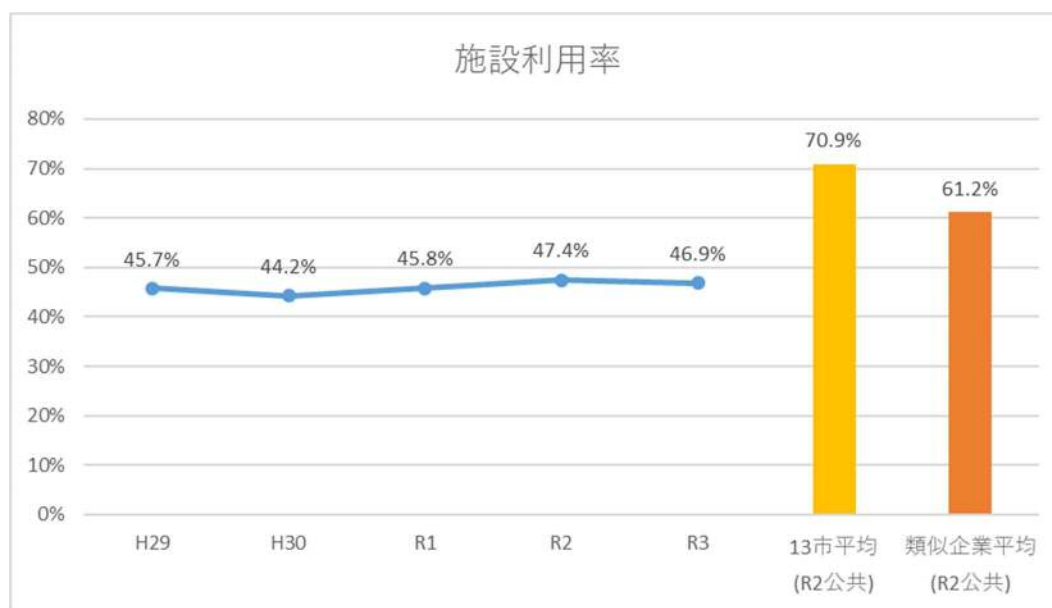


$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{現在水洗トイレ設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

② 施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当指標の明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的には高い数値であることが望まれます。令和 2 年度決算状況調査による県内 13 市の平均（加重平均）や類似企業平均（公共）と比較すると低い水準となっています。

本市では、整備拡大、加入促進により横ばい傾向となっていますが、今後は人口の減少により全体的に減少していくと見込まれます。



$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{現在晴天時平均処理水量 (m3/日)}}{\text{現在処理能力 (晴天時) (m3/日)}} \times 100$$

【施設・管渠の老朽化状況】

① 公共下水道事業について

喜多方処理区は平成 5 年度に供用開始し 29 年が経過、塩川処理区は平成 14 年度に供用開始し 20 年が経過しており、両処理区とも施設、設備の老朽化等による更新費用が増加傾向となっています。なお、施設の予防保全的管理を行うため、平成 23 年度に施設ごとに長寿命化計画を策定し、平成 24 年度より平成 27 年度までに改築・更新を実施しています。さらに、平成 28 年度には下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を策定し下水道施設の計画的かつ効率的な管理を実施しています。また、5 年ごとに施設の点検調査を行う必要があるため、令和 5 年度には新たにストックマネジメント計画を策定し計画の拡充を図ってまいります。

管渠については、法定耐用年数である 50 年を経過している箇所はありません。なお、喜多方処理区において平成元年度に整備した箇所が最も古く 33 年を経過しています。

② 特定環境保全公共下水道事業について

熱塩加納処理区は平成 14 年度に供用開始し 20 年が経過、山都処理区は平成 16 年度に供用開始し 18 年が経過しており、両処理区とも施設、設備の老朽化等による更新費用が増加傾向となっています。なお、持続可能な下水道事業を推進するため、両施設においてもストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を実施しています。また、5 年ごとに施設の点検調査を行う必要があるため、令和 5 年度には新たにストックマネジメント計画を策定し計画の拡充を図ってまいります。

管渠については、法定耐用年数である 50 年を経過している箇所はありません。なお、旧新崎簡易排水事業により熱塩加納処理区において昭和 55 年度に整備した箇所が最も古く 42 年を経過しています。

③ 農業集落排水事業について

山都町の堰沢地区が昭和 60 年度に供用開始し、それ以降 12 地区が整備され、現在 13 地区について供用開始しています。30 年を経過した施設が 1 地区、20 年を経過した施設が 7 地区、10 年を経過した施設が 5 地区あり、年数経過とともに、各処理区とも施設、設備の老朽化等による更新費用が増加傾向となっています。

今後は機能診断調査及び最適整備構想を策定した 10 処理区において国庫補助金等を活用した機能強化事業に取り組み、事業完了後、残る 3 地区についても機能強化事業に取り組み効率的に維持管理を図っていく予定です。

管渠については、法定耐用年数である 50 年を経過している箇所はありません。なお、山都地区の堰沢処理区において昭和 60 年度に整備した箇所が最も古く 37 年を経過しています。

④ 小規模集合排水事業について

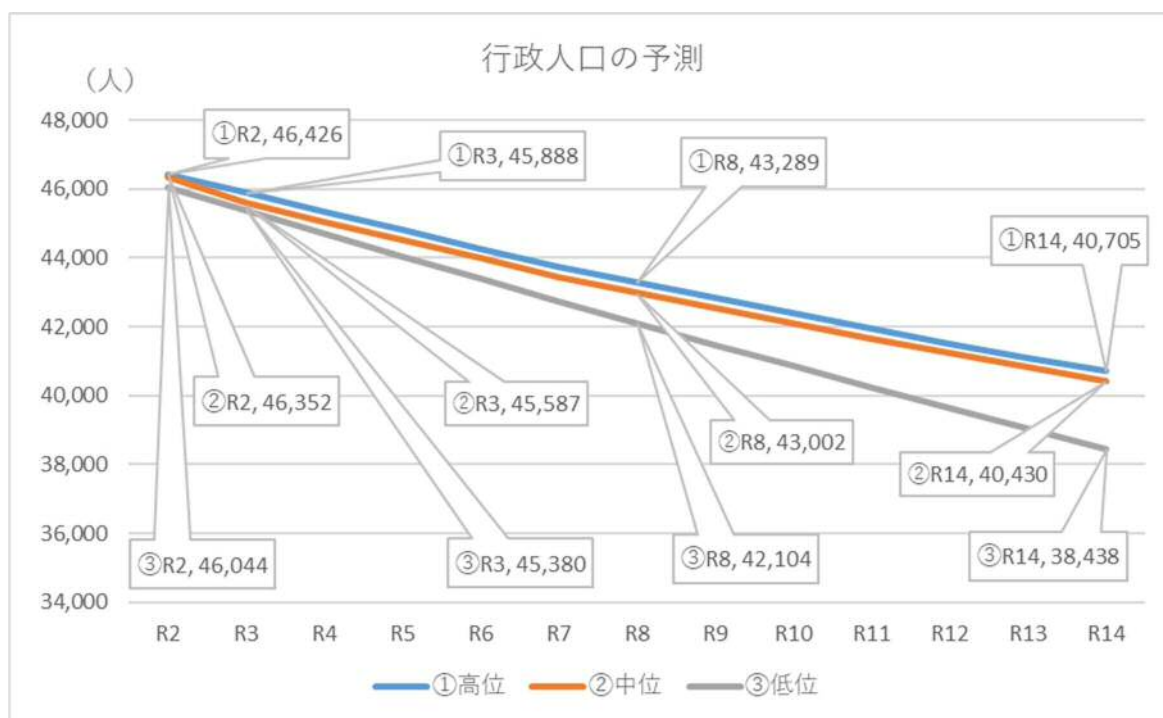
平成 15 年度に供用開始し 19 年を経過しており、施設、設備の老朽化等による更新費用の増加が懸念されています。

管渠については、法定耐用年数である 50 年を経過している箇所はありません。なお、平成 14 年度に整備した箇所が最も古く 20 年を経過しています。

3 将来の事業環境

3.1 行政域内人口の予測

下水道使用料の推移は、下水道を使用する人口によって影響を受けますので、市内人口の推移は下水道事業の収益性を分析するうえで重要な指標となります。行政人口の予測の推計にあたっては、以下の 3 パターンを試算しました。高位である喜多方市長期人口ビジョンは市の人口減少対策を反映したものであるため、今後の人口予測は喜多方市長期人口ビジョンを用いることを基本とし、令和 3 年度実績で再計算した中位予測を採用しました。



① 高位

喜多方市長期人口ビジョン（令和元年 12 月）より。

② 中位

喜多方市長期人口ビジョンを令和 3 年度末人口実績で再計算

③ 低位

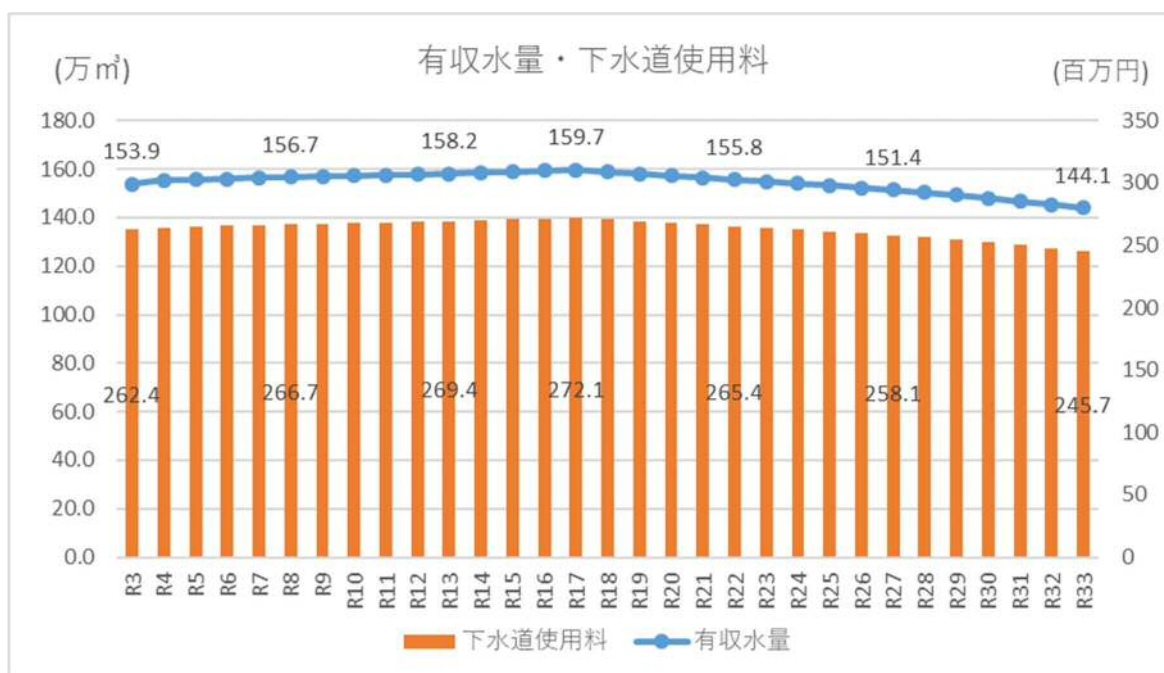
社人研（*6 国立社会保障・人口問題研究所）の平成 30 年推計値。

3.2 有収水量・下水道使用料の予測

人口は年々減少しているものの、未普及区域への管渠整備が進み、令和 17 年までは増加傾向で推移することが予測されます。令和 18 年以降は人口減少の影響により有収水量は減少していく見込みです。また、これに比例して下水道使用料も減少していく見込みです。

年間有収水量の予測値は、令和 3 年度実績値である 1 人 1 日当たりの汚水量に水洗化人口平均増加率及び人口減少割合を乗じて算出しています。

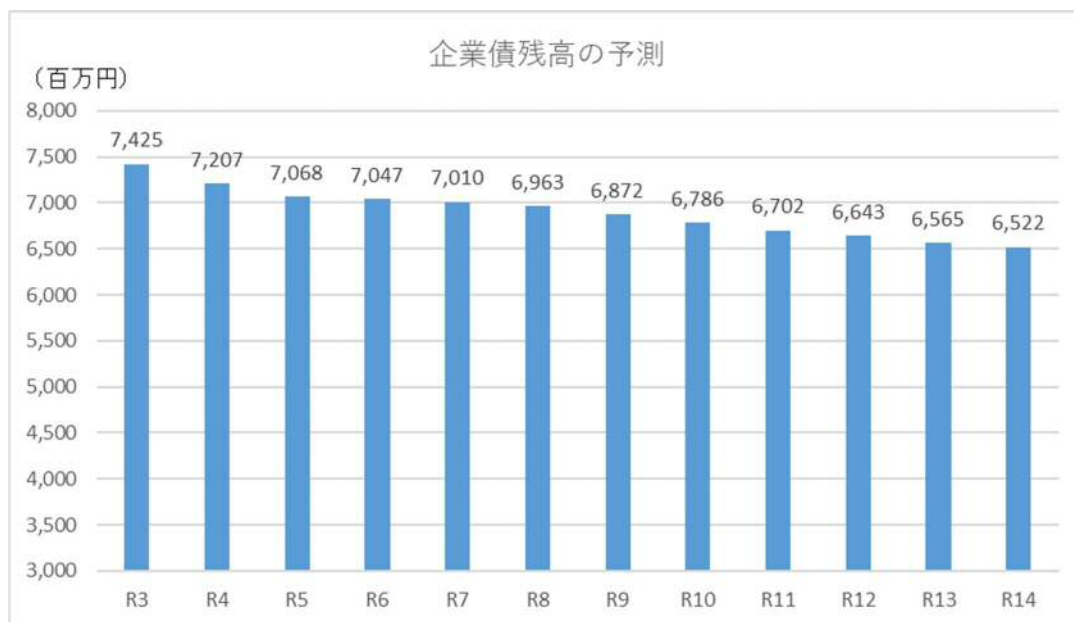
下水道使用料は、令和 3 年度から過去 3 年間の平均使用料単価に有収水量を乗じて算出しています。



3.3 企業債残高の推移

企業債残高は既にピークを迎えて、新規借入額を償還金額以内に抑えているため減少傾向にあります。

未普及対策事業や改築更新事業で今後も企業債の発行は必要となりますが、新規借入額を償還額以内に抑えていくこととしているため減少していくと見込んでいます。



3.4 施設の見通し

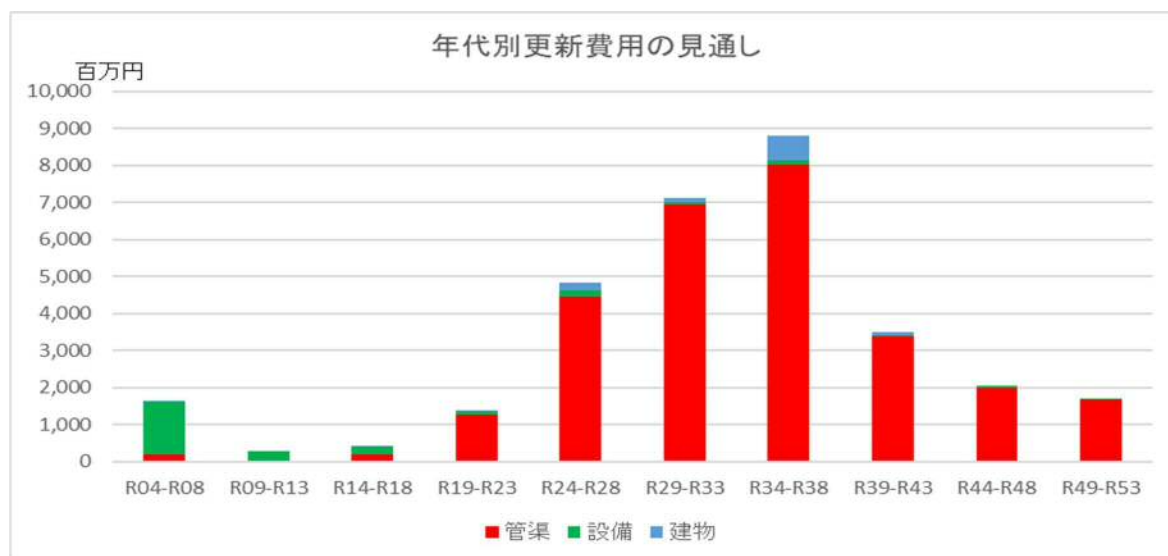
下水道事業については、既に述べたとおり公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業の4つの事業があり、もっとも古い農業集落排水事業（堰沢地区）は供用開始から37年を経過しています。

更新費用の見通しでは、耐用年数が経過した施設を当初建築した費用と同額で順次更新していった場合について、向こう50年間の状況を推計しています。なお、区分については分かりやすくするため建物、設備、管渠（構築物）の3種類としており、建物には一体となっている付属設備を、管渠には柵を含めており、マンホールポンプ施設については設備に含めています。

表からは次のことが読み取れます。1点目として、令和20～30年代に更新費用が集中していることが挙げられます。平成5年から18年にかけて設備投資は平均20億円程度で推移しており平成14年には年間43億円が投資されています。このため、その更新時期が法定耐用年数である20～50年後に集中してきます。2点目は、更新費用に掛かる管渠の占める割合が多いということです。本市の人口集中エリアが点在しており、広範囲になっていることが要因と考えられます。

また、区分ごとに見ていくと、50年間における管渠の総更新費用は約281億円となり、年間約5.6億円が掛かることとなります。設備の総更新費用は約24億円であり、年間約5千万円の費用が掛かります。建物の総更新費用は約11億円であり、年間約2,200万円の費用が掛かると見込まれます。

本市は、各地区においてストックマネジメント計画を策定し、費用対効果を見極めながら、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を実施し、今後はさらなる人口減少が見込まれるため、老朽化した施設の今後の更新費用や維持管理費用を考慮し、需要に見合うような施設の最適化も視野に入れる必要があります。



(単位:百万円)

	R04-R08	R09-R13	R14-R18	R19-R23	R24-R28	R29-R33	R34-R38	R39-R43	R44-R48	R49-R53
建物	19.9	0.0	27.4	1.1	229.5	94.4	675.4	81.1	0.0	0.0
設備	1,428.2	260.9	196.7	86.8	156.9	71.9	126.6	21.1	65.0	32.6
管渠	176.6	17.3	198.8	1,250.9	4,458.7	6,945.6	8,012.1	3,386.9	1,994.8	1,677.8
合計	1,624.7	278.2	422.9	1,338.8	4,845.1	7,111.9	8,814.1	3,489.1	2,059.8	1,710.4

3.5 組織の見通し

所有施設の管理運営については、直営の施設はなく全て業務委託しており、現業の技能職員はおりません。職員数については、現行の人数である技術職員 4 人、事務職員 7 人（うち 1 名一般会計支弁職員）が最低人数と捉えており、これを維持していくことを想定しているため組織体制及び人件費に大きな変動はないものと見込んでいます。

なお、市民へのサービス水準を維持していくため業務の見える化による情報共有、研修の充実等による職員の技術力の向上に努めます。

今後も安定的な経営の維持を図るため、市の人事当局と連携し、全庁的な取組の中で効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進しながら効率的な業務体制を構築します。

3.6 将来の事業環境への課題

上記の見通しにより将来の事業環境の課題を整理します。

○ 将来の事業環境の整理

- ・人口減少に伴い、有収水量が減少し、使用料収入も減少するため財政状況の悪化が見込まれます。
- ・施設の更新需要が拡大し令和 34～38 年度にピークを迎えます。
- ・ベテラン職員の異動や退職により技術力の低下が懸念されます。

○ 課題の整理

- ・安定した使用料収入の確保
- ・計画的な下水道施設の更新及び維持管理費の低減
- ・職員の技術力の向上

4 経営の基本方針

下水道事業は、市民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、今後も高品質なサービスの提供を継続していく必要があります。

しかし、現在の経営環境は、サービスの提供に必要な未普及区域への下水道整備費用や施設等の老朽化に伴う更新費用の増大、さらに人口減少に伴う使用料収入の減少等により厳しさを増しつつあります。

このような厳しい環境の中、下水道事業において、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全による快適な生活環境の形成を図るため、安定した下水道サービスの提供を将来にわたり継続していく必要があります。

本戦略では安定した持続可能な下水道経営を目指すため基本方針を次のように設定します。

【基本方針】 未来につなげる下水道経営

基本方針の「未来につなげる下水道経営」に向けた経営目標を以下のとおり設定し、具体的な数値目標を掲げることで、経営の見える化を図ります。

【経営目標】

	水洗化率	経費回収率	経常収支比率
現状（R3）	88.2%	67.7%	103.7%
目標（R14）	92.0%以上	100%以上	100%以上

水洗化率については、16 ページに示しているとおり令和 2 年度末の県内 13 市の公共下水道事業における平均値は91.2%で、類似企業平均（公共）の水洗化率は87.3%となっています。令和 3 年度と比較すると県内 13 市の平均より本市は低い水準となっており、類似企業平均（公共）は令和 3 年度は優位となりましたが令和 2 年度は 87.0%で低い水準となっています。一般的に下水道事業は、市民の皆様にご接続していただき初めて使用料収入に結び付くため、水洗化率を向上させる取り組みの推進することが収益の改善につながっていきます。このため県内 13 市の平均や類似企業平均（公共）を超える水洗化率を目標とし、計画期間内に水洗化率 92.0%以上となることを目指していきます。

経費回収率については、15 ページに示しているとおり令和 2 年度の県内 13 市の公共下水道事業の平均値は 99.4%で、類似企業平均（公共）の経費回収率は 90.3%であり、比較すると低い水準となっています。現状では使用料収入で必要な経緯を賄えていないことから、一般会計から多額の基準外繰入金を受けております。公営企業は使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としており、下水道事業を将来に渡って安定して維持して行くため

には、下水道使用料により維持管理費を賄っていくことが重要であり、収入の確保や維持管理費の削減を図り、経費回収率を向上させていかなければならないことから経費回収率 100%以上を目指します。

経常収支比率については、現在も 100%以上となっておりますが、多くの一般会計からの繰入金により賄われています。安定した経営を行うには、下水道使用料や国の繰出基準に基づく繰入金の確保を図り、基準外繰入金の適正化を進め、単年度の収支を黒字にしていくことが重要であるため経常収支比率 100%以上を目標とします。

5 経営効率化・健全化の取組

5.1 将来を見据えた効率的・効果的な投資

本市では、下水道事業を効率的・効果的に推進するために、次のような取組みを行っています。

5.1.1 未普及対策事業

令和 8 年度概成を目標に下水道施設整備を行っています。整備区域は污水处理施設整備構想において公共下水道などの集合処理が効果的と判断された区域であり、整備を進めることで接続人口の増加、使用料の増収などの効果が期待されます。

なお、集合処理が効果的でないと判断される区域については、合併処理浄化槽の設置を推進していきます。

5.1.2 改築更新事業

ストックマネジメント計画に基づく将来の更新需要を予測し老朽化のリスクを考慮した更新事業を促進していきます。

ア 公共下水道事業施設

- ・喜多方浄化センター（令和 5、6、13、14 年度）
- ・塩川浄化センター（令和 7、8、9 年度）

イ 特定環境保全公共下水道事業施設

- ・熱塩加納浄化センター（令和 9、10 年度）
- ・山都浄化センター（令和 11、12 年度）

ウ 農業集落排水事業施設※機能保全

- ・上郷、新郷処理場（令和 5、6 年度）
- ・天井沢、宮川処理場（令和 7～9 年度）
- ・大田木処理場（令和 10、11 年度）
- ・塩坪、大田賀処理場（令和 13、14 年度）

5.1.3 雨水対策事業

塩川処理区においては雨水による浸水被害が発生しており、出水期における浸水被害の未然防止を関係機関と連携し検討していきます。

*7 雨水対策は一般会計負担で処理することが基本です。（雨水公費・汚水私費の原則）

5.2 経営基盤の強化

下水道事業の安定した収入の確保や効率的な施設の利用促進、包括的管理業務委託の活用によるコストの縮減など、経営基盤の強化に関する取組を整理します。

5.2.1 安定した収入の確保

ア 加入促進

職員による未接続者への戸別訪問や広報、ホームページにより下水道事業の意義や排水設備の設置義務について、丁寧に説明し加入促進を進め令和 14 年度までに水洗化率 92.0%以上を目指していきます。

イ 下水道使用料の適正化

現在の下水道使用料は、平成 18 年 1 月 4 日の市町村合併により差異のあった下水道使用料体系を平成 21 年 10 月から平成 22 年 9 月までの経過措置を経て、平成 22 年 10 月から統一したものです。

今後、令和 8 年度概成を目標に下水道整備を行っていくため使用料は微増を見込んでいますが、将来の人口減少予測などにより、これからの使用料収入は大きく減少する見込みです。一方、すでに整備した施設は老朽化が進行し、改築更新事業費が増大すると想定されます。また、頻発する災害に対応するための事業費も見込む必要があります。

このような状況で持続可能な経営を図るため、効率的・効果的な投資による事業費の抑制に加え、今後の使用料収入の推移を踏まえて定期的に適正な水準を検証し、使用料改定の必要性について検討していきます。

5.2.2 効率的な施設の利用促進

ア 汚泥処分費の削減

農業集落排水処理の各施設は、汚泥脱水機がないためバキュームカーにより直接喜多方広域市町村圏組合のし尿処理施設へ汚泥を搬入し処理していますが、委託費縮減のため喜多方浄化センター等へ搬入し脱水汚泥として処分することを検討し、年間約 800 万円の経費の削減を図っていきます。

イ 広域化・共同化の推進

喜多方広域市町村圏組合のし尿処理施設の老朽化に伴うし尿の受入れについて、関係機関と連携し検討していきます。

また、現在、県において広域化の推進に向けた計画を策定中であり、その動向を注視していきます。

ウ 包括的民間委託

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業では平成 21 年度より民間の創意工夫やノウハウを活用した包括的民間委託を実施しており、平成 21 年度時の比較では年間約 500 万円の削減効果がありました。今後は農業集落排水事業での実施に向けた準備を進め経費の削減や職員の事務負担の軽減を図っていきます。

エ 資産活用による収入増加の取組

施設の増設等に備えて確保している未利用地（喜多方浄化センター）については、令和 7 年度を目途に土地の貸し付けによる有効活用を検討しており、年間約 200 万円の自主財源の確保を見込み一般会計からの繰入金の削減に努めていきます。

5.2.3 人材の育成

今後施設の老朽化に伴い、多額の更新費用を要することから、施設の予防保全や日常の施設管理を適切に行い施設の長寿命化を図ることが必要であり、このような専門分野に携わる技術職員の確保と公営企業会計の適切な事務処理のための人材育成に努めます。

6 投資・財政計画（収支計画）

計画期間における収支計画は巻末資料（別添 1）に示します。

なお、上記計画期間で、行政や社会経済環境の変化等により内容を見直す必要がある場合には、随時見直しを行います。

6.1 投資計画の策定に当たっての説明

6.1.1 収支計画のうち投資についての説明

前章に示した未普及対策事業、改築更新事業の経営戦略計画期間中の事業費は年間約 6 億円で整備していく計画です。

未普及対策事業としては、令和 8 年度概成を目標に下水道施設整備を行っていきます。また、令和 14 年度までは事業計画区域内の未整備地域の整備を行っていきます。

改築更新事業として、ストックマネジメント計画等に基づく将来の更新需要を予測し、老朽化のリスクを考慮した更新事業を促進していきます。

（単位：百万円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
未普及対策事業	494	494	494	494	494	494	494	494	494	494
改築更新事業	93	111	92	89	98	92	89	98	92	89
計	587	605	586	583	592	586	583	592	586	583

6.1.2 収支計画のうち財源についての説明

ア 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

現行の使用料体系に基づき、令和 3 年度までの実績を踏まえ、未普及区域への管渠整備と加入促進及び今後の行政区域内人口の減少を考慮し計上しています。令和 17 年度までは増加傾向で推移しますが、令和 18 年度以降は減少していく見通しです。

現状では使用料収入で必要な経緯を賄えていないことから、適正な使用料のあり方についても検討していく必要があります。

イ 企業債に関する事項

企業債残高の削減を図るため、新規の借入は原則として企業債償還額の範囲内で計上します。

企業債元金償還金については、一般会計からの基準外繰入金により賄っていましたが、新型コロナウイルス対策や災害復旧対策のため厳しい財政運営となっており従来どおりの一般会計からの繰入が見込めないことから、企業債元金償還金と減価償却費（特定財源である長期前受金分を控除したもの）との差額分を新たに企業債として発行することができる「資本費平準化債」を発行し補うこととします。

6.1.3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 民間の活力の活用に関する事項

包括的民間委託等の民間委託については、平成 21 年度より実施している包括的民間委託である喜多方浄化センター外 3 施設運転管理業務委託を計上しています。

イ 職員給与費に関する事項

策定時点で課長 1 名、課長補佐兼計画管理係長 1 名、総務係 4 名（うち 1 名一般会計支弁職員）、計画管理係 5 名の 11 名体制で業務を執行しており、現行体制相当を計上しています。

ウ 動力費及び材料費に関する事項

物価上昇分を反映した令和 5 年度予算額を基本に計上し、令和 9 年度までは前年度比 1 %増加を見込み以降は同額で計上しています。

エ 修繕費に関する事項

令和 5 年度から大規模な修繕については、適正な資産管理ができるよう工事請負費とし、急破修繕や少額な修繕を計上しています。令和 9 年度までは前年度比 1 %増加を見込み以降は同額で計上しています。

オ 委託費に関する事項

平成 21 年度より実施している包括的民間委託である喜多方浄化センター外 3 施設運転管理業務委託、農業集落排水処理施設の運転管理、水道事業への使用料徴収及び収納事務委託等を計上しています。農業集落排水処理施設の汚泥処分費の削減や物価上昇分を反映した令和 5 年度予算額を基本とし、令和 9 年度までは前年度比 1 %増加を見込み以降は同額で計上しています。

カ 減価償却費に関する事項

法適用に伴い整備した固定資産台帳及び計画期間内の新規投資分から発生すると見込まれる金額を計上しています。

キ 支払利息に関する事項

企業債台帳及び計画期間内の新規投資分を年利 1 %での借入を見込んだ金額を計上しています。

6.2 財政計画の策定に当たっての説明

6.2.1 現在の経営水準における財政収支の予測

	水洗化率	経費回収率	経常収支比率
現状（R3）	88.2%	67.7%	103.7%
予測(R14)	88.3%	75.1%	92.3% (基準外繰入金により 100%)

ア 使用料収入と経費回収率の予測（現行）

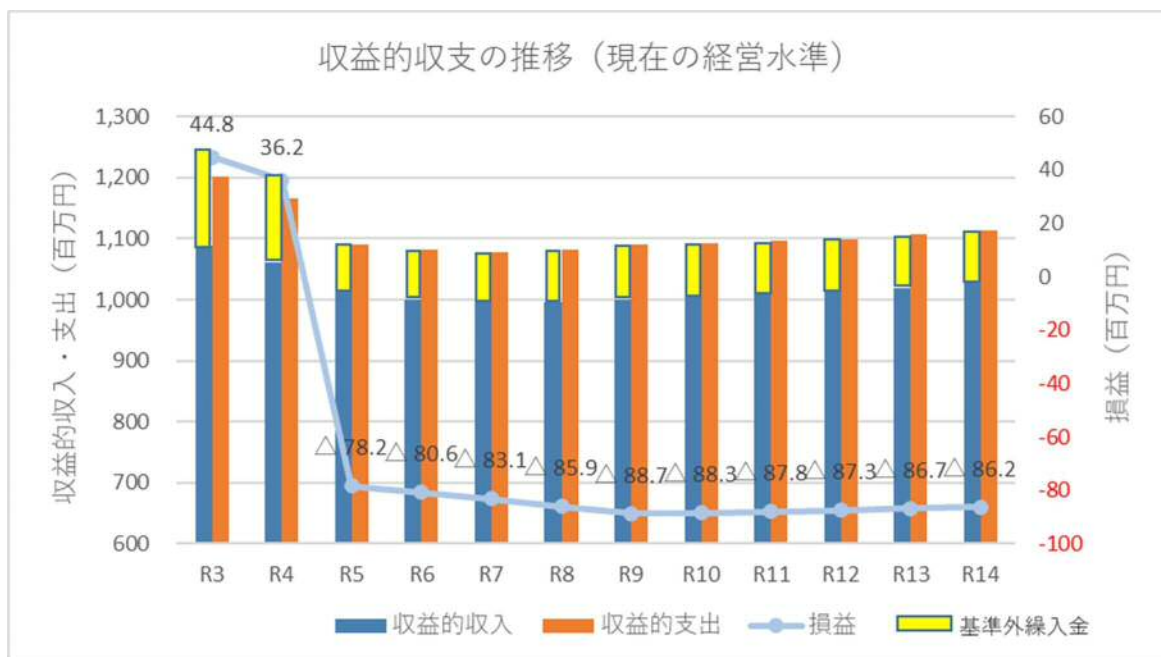
使用料収入は、令和 14 年度まで未普及対策事業を行っていくため微増となっていく見込みで、令和 3 年度と比較して約 760 万円増加する見込みです。

経費回収率は、令和 14 年度まで約 75%程度で推移する見込みとなります。このため、目標値を達成することはできない見通しとなりました。なお、令和 3 年度は大規模な修繕があったため大きく減少しています。



イ 収益的収支の予測（現行）

収益的収入では維持管理費を使用料で賄えていないため一般会計からの基準外繰入金により賄っています。令和 5 年度から基準外繰入を行わず、現行の使用料水準で推移した場合を試算すると令和 5 年度の純損失は約△7,820 万円で令和 14 年度には△約 8,620 万円となる見込みです。純損失となる部分は、基準外繰入金により補てんすることになります。



（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
収益的収入	1,246.5	1,202.7	1,012.9	1,001.0	995.0	995.6	1,001.0	1,004.9	1,008.5	1,012.1	1,019.8	1,027.0
収益的支出	1,201.7	1,166.5	1,091.1	1,081.6	1,078.1	1,081.5	1,089.7	1,093.2	1,096.3	1,099.4	1,106.5	1,113.2
損益(基準外繰入金)	44.8	36.2	△78.2	△80.6	△83.1	△85.9	△88.7	△88.3	△87.8	△87.3	△86.7	△86.2

6.2.2 経営改善方針を踏まえた財政収支の予測

経営改善方針として令和 14 年度までに水洗化率 92.0%以上の達成や農業集落排水事業処理施設の污泥処分の共同化等による効率的な施設の利用促進等により維持管理費の抑制を図っていくことを踏まえた予測を行います。

	水洗化率	経費回収率	経常収支比率
現状 (R3)	88.2%	67.7%	103.7%
予測(R14)	92.0%	82.4%	95.0% (基準外繰入金により 100%)

ア 使用料収入と経費回収率の予測（経営改善）

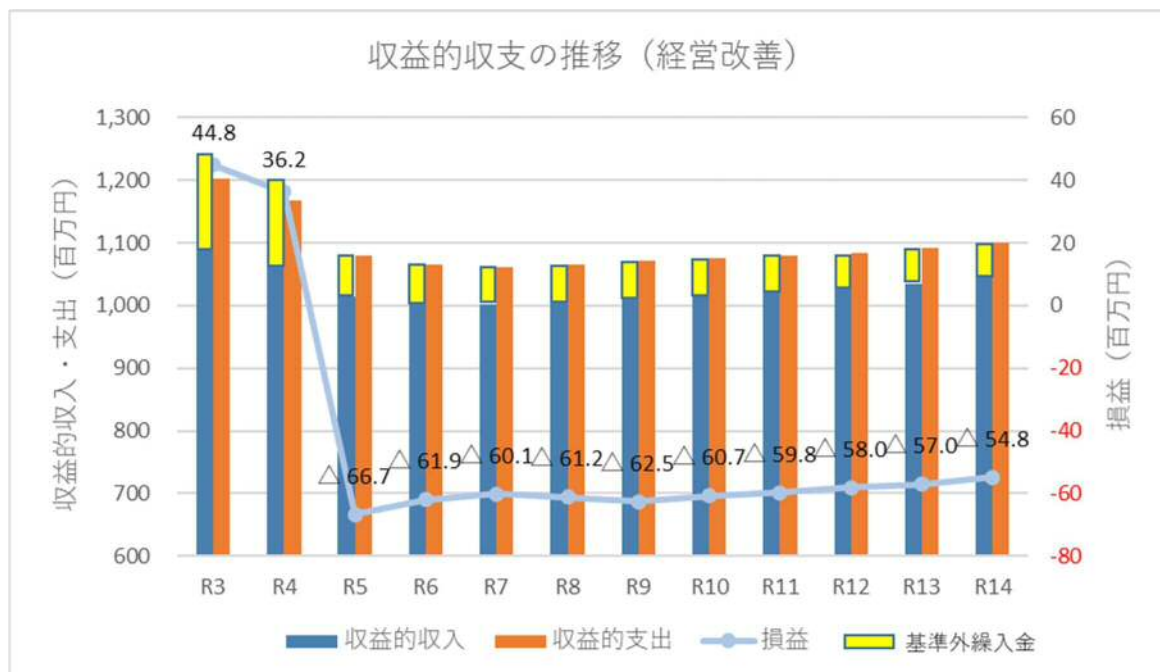
使用料収入は、令和 14 年度までに水洗化率 92.0%達成を目指すため増加していくことから約 2 億 8,100 万円となる見込みで、令和 3 年度と比較して約 1,870 万円増加する見込みとなりました。

経費回収率も上昇傾向で推移するため令和 14 年度には 82.4%となる見込みで、令和 3 年度と比較して 14.7 ポイント、前項 6.2.1 で予測した現状との比較でも 7.3 ポイント増加する見込みです。しかしながら、経営改善に向けた施策を実施しても 100%を達成することはできない見通しとなりました。



イ 収益的収支の予測（経営改善）

6.2.1 と比較して収支の乖離は少なくなります。令和 5 年度の純損失は約△6,670 万円で令和 14 年度には 約△5,480 万円となる見込みです。前項 6.2.1 で予測した令和 14 年度の純損失と比較すると約 3,140 万円改善しますが、収支のギャップを解消することができないため、純損失となる部分については基準外繰入金により補てんすることになります。



（単位：百万円）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
収益的収入	1,246.5	1,202.7	1,013.2	1,003.4	1,001.9	1,003.4	1,009.7	1,014.3	1,020.2	1,025.9	1,035.3	1,044.6
収益的支出	1,201.7	1,166.5	1,079.9	1,065.3	1,062.0	1,064.6	1,072.2	1,075.0	1,080.0	1,083.9	1,092.3	1,099.4
損益(基準外繰入金)	44.8	36.2	△ 66.7	△ 61.9	△ 60.1	△ 61.2	△ 62.5	△ 60.7	△ 59.8	△ 58.0	△ 57.0	△ 54.8

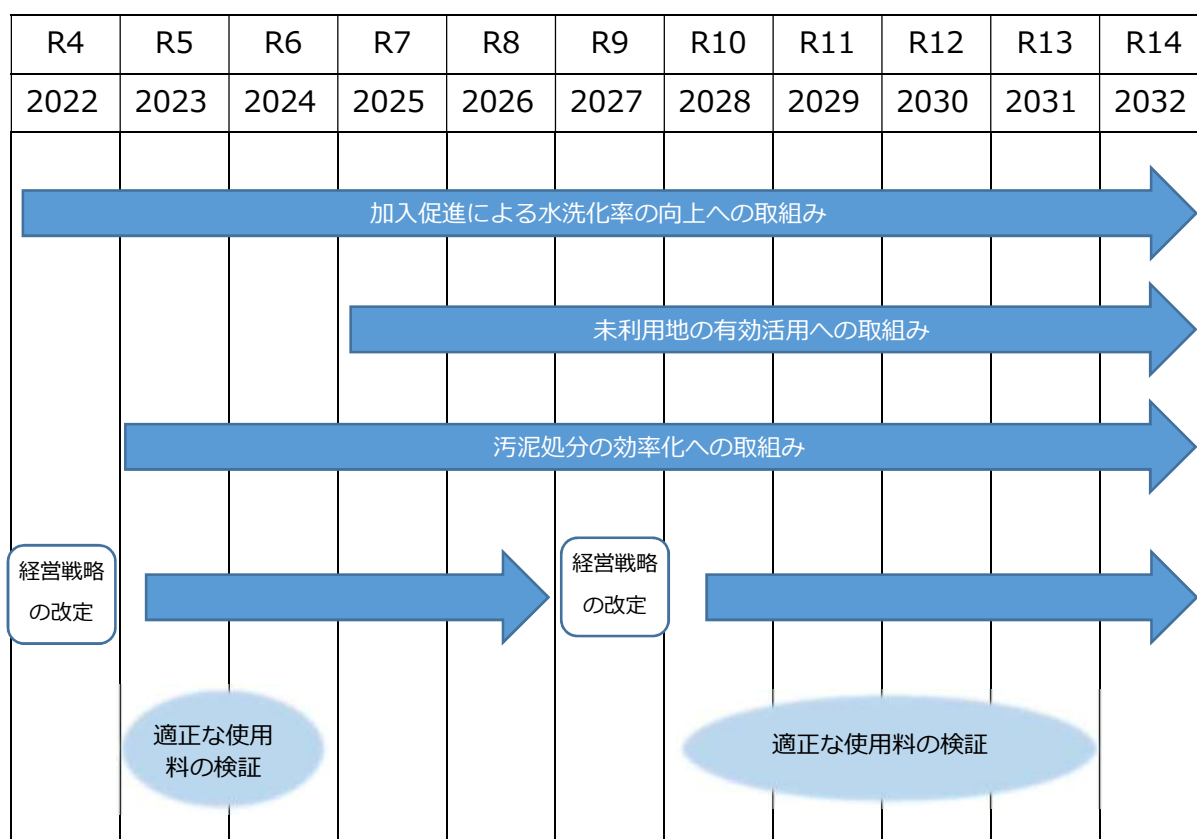
6.2.3 経費回収率の向上に向けた考え方

前項、6.2.2では収入の確保や維持管理費の削減を図り、経営の改善を図ることによる検討を行いました。しかしながら、経営改善に向けた事業を推進してもなお経費回収率の目標達成には至らない見込みとなり、基本方針に掲げる「未来につなげる下水道経営」を推進し、市民への安定した下水道サービスを継続して行っていくためには、一般会計からの基準外繰入金を受けなければ下水道事業の経営を行っていくことが困難な結果となりました。地方公営企業は使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることから、一般会計からの繰入金の適正化に努め、安定した自主財源を確保していく必要があります。

このため、下水道事業収入の根幹である下水道使用料のあり方についても検討していかなければならない結果となりました。

今後は少なくとも5年に1回の頻度で適正な下水道使用料のあり方について検証していくこととし、本戦略の計画期間のうち令和9年度までを前期、以降を後期に区分し、前期での検証を令和5年度から6年度、後期の検証を令和10年度から13年度に行っていきます。

○ 経費回収率の向上及び経営改善に向けたロードマップ



6.3 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

6.3.1 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

○ 広域化・共同化

喜多方広域市町村圏組合のし尿処理施設の老朽化に伴うし尿の受入れについて、関係機関と連携し検討していきます。

また、現在、県において広域化の推進に向けた計画を策定中であり、その動向を注視していきます。

○ 下水道事業計画の見直しによる最適化

下水道事業計画の見直しを行ったことから将来人口や地域の実情に応じた施設等のダウンサイジングや合理化を検討していきます。

イ 投資の平準化に関する事項

施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減と平準化を図るため、更なるストックマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築等（全処理区）を実施する予定です。

ウ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

現在のところ、民間活力の活用の予定はありませんが、導入可能分野の有無について、積極的に情報収集をしていきます。

6.3.2 今後の財源についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

概ね 5 年ごとに適正な使用料のあり方について検証していきます。

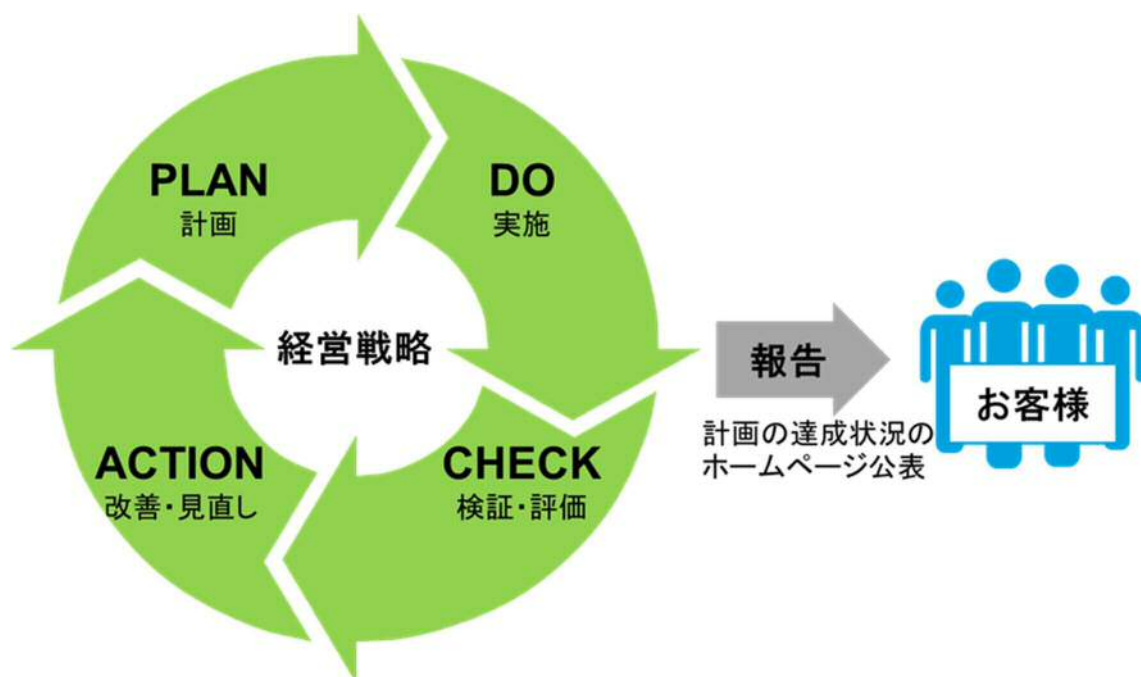
イ 資産活用による収入増加の取組について

施設の増設等に備えて確保している未利用地（喜多方浄化センター）については、令和 7 年度からの土地の貸し付けを目指し、有効活用を図ることによる自主財源の確保に努め一般会計からの繰入金の削減を行っていきます。

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の推進にあたっては、目標の達成状況を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直し等に反映させる進捗管理が必要です。

進捗管理は年度末及び決算時に行い、計画、実施、検証及び評価、改善及び見直しを 5 年に一度、一連の流れ（PDCA サイクル）により行います。また、計画からの大幅な乖離が生じた場合は適時見直しを行います。



【別添 1】

投資・財政計画

(1)収益の収支

区 分			年 度	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	265,677	270,081	281,492	273,274	275,877	
		(1) 料 金 収 入	257,500	262,371	264,157	265,714	267,282	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(3) そ の 他	8,177	7,710	17,335	7,560	8,595	
		2. 営 業 外 収 益	966,344	976,361	921,230	806,669	789,439	
		(1) 補 助 金	581,123	582,633	547,242	456,938	446,072	
		他 会 計 補 助 金	578,573	578,568	537,042	456,938	446,072	
		そ の 他 補 助 金	2,550	4,065	10,200			
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	385,189	387,589	373,860	349,603	343,239	
		(3) そ の 他	32	6,139	128	128	128	
		収 入 計 (C)	1,232,021	1,246,442	1,202,722	1,079,943	1,065,316	
	支 出	1. 営 業 費 用	1,023,475	1,067,794	1,046,792	974,836	966,948	
		(1) 職 員 給 与 費	49,458	54,720	49,804	50,559	50,559	
			基 本 給 付 費	27,310	26,751	27,309	27,668	27,668
			退 職 給 付 費					
			そ の 他	22,148	27,969	22,495	22,891	22,891
		(2) 経 費	290,710	322,992	324,318	282,202	278,866	
			動 力 費	14,082	14,702	15,666	18,531	18,716
			修 繕 費	37,803	58,480	47,750	9,442	9,530
			材 料 費	78	69	140	142	143
			そ の 他	238,747	249,741	260,762	254,087	250,477
		(3) 減 価 償 却 費	683,307	690,082	672,670	642,075	637,523	
		2. 営 業 外 費 用	154,487	133,720	119,748	105,107	98,368	
		(1) 支 払 利 息	136,983	122,946	110,127	100,880	94,076	
		(2) そ の 他	17,504	10,774	9,621	4,227	4,292	
		支 出 計 (D)	1,177,962	1,201,514	1,166,540	1,079,943	1,065,316	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	54,059	44,928	36,182			
		特 別 利 益 (F)		11				
		特 別 損 失 (G)	345	139				
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 345	△ 128				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			53,714	44,800	36,182			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			53,714	98,514	134,696	134,696	134,696	
流 動	資 産 (J)		181,607	367,385	296,513	296,657	296,800	
	う ち 未 収 金		23,604	47,616	24,214	24,358	24,501	
	負 債 (K)		745,953	844,841	830,535	813,754	802,070	
	う ち 建 設 改 良 費 分		641,692	634,299	604,555	587,774	576,090	
流 動	う ち 一 時 借 入 金							
	う ち 未 払 金		104,261	204,500	204,500	204,500	204,500	
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			265,677	270,081	281,492	273,274	275,877	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			265,677	270,081	281,492	273,274	275,877	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)								

(下水道事業全体)

(単位:千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
280,248	285,046	289,680	292,535	296,262	298,633	302,359	303,118
268,858	270,483	272,178	273,848	275,548	277,271	279,004	281,123
11,390	14,563	17,502	18,687	20,714	21,362	23,355	21,995
781,772	779,557	782,527	782,505	783,752	785,265	789,966	796,266
439,642	436,557	435,767	432,864	431,953	431,218	432,250	435,479
439,642	436,557	435,767	432,864	431,953	431,218	432,250	435,479
340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	351,919	355,588	358,659
2,128	2,128	2,128	2,128	2,128	2,128	2,128	2,128
1,062,020	1,064,603	1,072,207	1,075,040	1,080,014	1,083,898	1,092,325	1,099,384
968,532	977,216	990,410	998,809	1,007,041	1,013,608	1,023,370	1,031,771
50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559	50,559
27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668	27,668
22,891	22,891	22,891	22,891	22,891	22,891	22,891	22,891
280,602	283,160	285,977	285,798	286,469	286,291	286,965	286,790
18,904	19,093	19,283	19,287	19,291	19,294	19,298	19,302
9,624	9,722	9,805	9,782	9,834	9,811	9,863	9,840
144	146	148	148	148	148	148	148
251,930	254,199	256,741	256,581	257,196	257,038	257,656	257,500
637,371	643,497	653,874	662,452	670,013	676,758	685,846	694,422
93,488	87,387	81,797	76,231	72,973	70,290	68,955	67,613
89,119	82,865	77,101	71,487	68,098	65,368	63,902	62,542
4,369	4,522	4,696	4,744	4,875	4,922	5,053	5,071
1,062,020	1,064,603	1,072,207	1,075,040	1,080,014	1,083,898	1,092,325	1,099,384
134,696	134,696	134,696	134,696	134,696	134,696	134,696	134,696
296,944	297,094	297,248	297,402	297,558	297,716	297,874	308,227
24,645	24,795	24,949	25,103	25,259	25,417	25,575	25,770
803,986	793,344	770,771	749,477	668,964	631,486	596,307	574,482
578,006	567,364	544,791	523,497	442,984	405,506	370,327	348,502
204,500	204,500	204,500	204,500	204,500	204,500	204,500	204,500
280,248	285,046	289,680	292,535	296,262	298,633	302,359	303,118
280,248	285,046	289,680	292,535	296,262	298,633	302,359	303,118

(2)資本的収支

年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分						
資本的 収 入 <						

○他会計繰入金

年 度		令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分						
収 益 的 収 支 分		583,758	583,752	551,851	461,972	452,141
	うち基準内繰入金	436,820	426,185	410,832	395,247	390,255
	うち基準外繰入金	146,938	157,567	141,019	66,725	61,886
資 本 的 収 支 分		330,844	306,400	330,851	205,670	181,650
	うち基準内繰入金	39,778	40,480	39,119	32,570	32,952
	うち基準外繰入金	291,066	265,920	291,732	173,100	148,698
合 計		914,602	890,152	882,702	667,642	633,791

(下水道事業全体)

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
539,800	530,800	476,400	458,300	440,300	384,000	327,200	327,200
142,000	133,000	113,000	89,000	71,000			
184,702	187,340	186,406	185,724	173,826	161,091	114,788	81,074
268,870	268,870	233,947	243,220	243,220	257,032	197,050	197,050
23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150	23,150
1,016,522	1,010,160	919,903	910,394	880,496	825,273	662,188	628,474
1,016,522	1,010,160	919,903	910,394	880,496	825,273	662,188	628,474
736,000	733,000	660,000	679,000	676,000	706,000	586,000	583,000
19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
576,090	578,006	567,364	544,791	523,497	442,984	405,506	370,327
1,312,090	1,311,006	1,227,364	1,223,791	1,199,497	1,148,984	991,506	953,327
295,568	300,846	307,461	313,397	319,001	323,711	329,318	324,853
295,568	300,846	307,461	313,397	319,001	323,711	329,318	324,853
295,568	300,846	307,461	313,397	319,001	323,711	329,318	324,853
7,010,311	6,963,105	6,872,141	6,785,650	6,702,453	6,643,469	6,565,163	6,522,036

(単位:千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
448,506	448,594	450,743	449,025	450,141	450,054	453,079	454,948
388,383	387,385	388,238	388,321	390,335	392,102	396,055	400,200
60,123	61,209	62,505	60,704	59,806	57,952	57,024	54,748
184,702	187,340	186,406	185,724	173,826	161,091	114,788	81,074
33,339	33,733	29,428	25,239	21,203	10,908	5,827	2,783
151,363	153,607	156,978	160,485	152,623	150,183	108,961	78,291
633,208	635,934	637,149	634,749	623,967	611,145	567,867	536,022

用語集

(会計関連)

用語	説明
法適用	地方公営企業法の全部又は一部を適用すること。
官公庁会計	地方公共団体の一般会計等が導入している、単年度の現金の収支に着目した会計方式のこと。下水道事業も令和2年3月31日まで適用していた。
公営企業会計	一般企業と同じように現金以外の収支や、資産や負債の増減に対しても会計処理を行う会計方式のことで、経営状況をより明確化できるメリットがある。令和2年4月1日より下水道事業で導入している。
地方公営企業	地方公共団体の経営する公益的な事業。特別会計での独立採算制を採る。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道、上水道がこれに該当する。
収益的収支	施設の維持管理等を行うための収入と支出のこと。収入については下水道使用料や一般会計繰入金等、支出については施設の維持管理費や減価償却費等がある。
資本的収支	新たな施設の整備や既存施設の改築等を行うための収入と支出のこと。収入については企業債、国庫補助金、受益者負担金等、支出については建設改良費や企業債償還金等がある。
減価償却費	下水道事業に関わる固定資産(管路施設、ポンプ場施設、処理場施設)を、法定耐用年数に基づき年度ごとに費用化した固定資産の減価額。(法定耐用年数は、地方公営企業法で規定されている固定資産の耐用年数のこと。)
長期前受金戻入	固定資産を取得(建設)し、その財源として国庫補助金等が交付される場合に、その国庫補助金等を収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して毎年度収益として計上する際の、その分割された収入。減価償却費と対になるもの。
企業債	地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務。
元利償還金	企業債等の借入金に係る返済元金及び支払利息のこと。
累積欠損金	営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと

(繰入金関連)

用語	説明
繰出基準	「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づく一般会計から下水道事業への繰出基準のこと。
基準内繰入金	一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省から毎年度示される繰出基準に該当する一般会計からの繰入金。一般会計から見ると繰出金であるが、公営企業会計から見ると繰入金となる。
基準外繰入金	一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省が示した繰出基準に合致しない一般会計からの繰入金。財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。
一般会計繰入金	下水道事業の収入のうち、地方公共団体の一般会計から繰り出される資金。総務省が示す基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。

(その他)

用語	説明
普及率	下水道の整備状況を示す指標として用いられ、行政人口のうち下水道が整備された地域に住んでいる人口の割合。 普及率(%) = 処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100
下水道処理区域内人口	下水道が整備された区域内の人口のこと。
水洗化人口	下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口のこと。水洗化人口 ÷ 下水道処理人口を水洗化率(接続率)という。
有収水量	下水道使用料の徴収対象となった水量のこと。
ストックマネジメント	既存の構造物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
類似企業	処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数別により地方公営企業を類型化したもの。